

認定こども園法改正に伴う幼稚園教諭免許状授与の所要資格の特例について

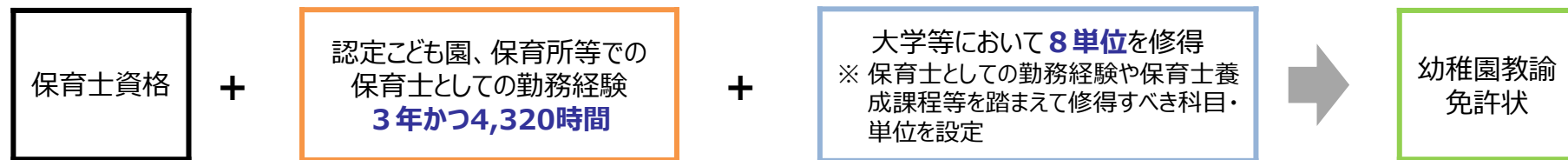
1. 幼保連携型認定こども園と保育教諭

- 認定こども園法の改正により、平成27年4月に「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」としての新たな「幼保連携型認定こども園」が創設。
- 幼保連携型認定こども園は、教育と保育を一体的に提供する施設であるため、その職員である「保育教諭」については、免許法において「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有していることを原則としている。
- 一方、幼保連携型認定こども園への円滑な移行を進めるため、改正認定こども園法では、施行後10年間は、幼稚園教諭免許状又は保育士資格のいずれかを有していれば、保育教諭となることができるとする経過措置を設けている。

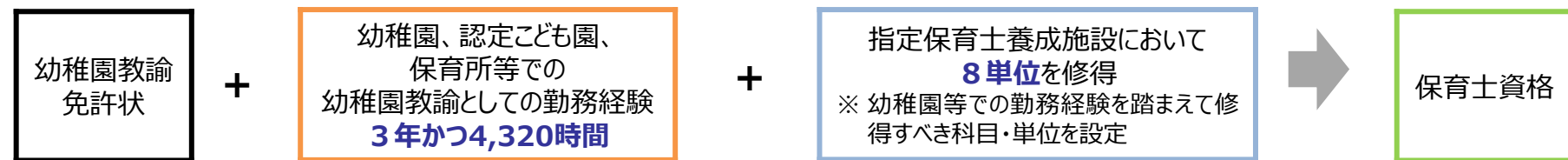
2. 免許・資格の併有促進（現行）

- 免許・資格の併有を促進するため、令和6年度末までの経過措置として、保育所、幼稚園、認定こども園等における勤務経験を評価することにより、もう一方の免許・資格取得に必要な単位数等を軽減する特例を設けている。

【幼稚園教諭免許状】 保育士としての勤務経験を評価し、幼稚園教諭免許状の取得に必要な単位数を軽減



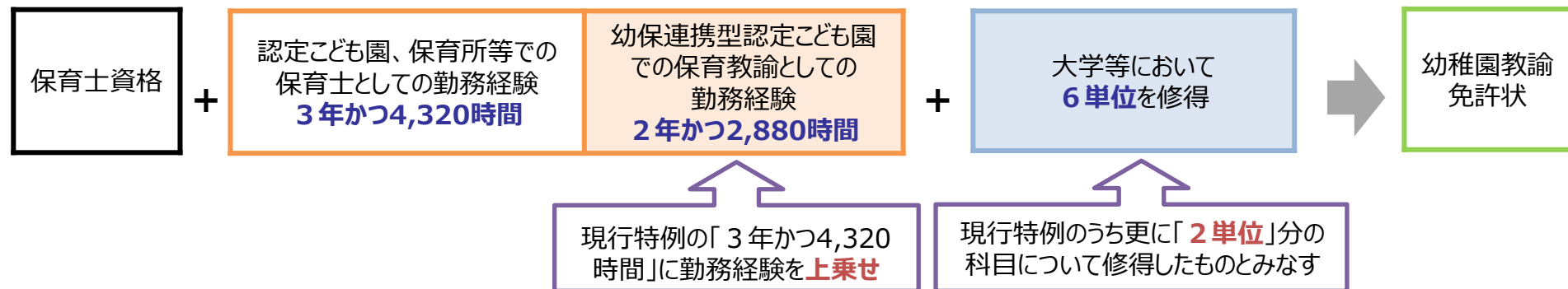
【保育士資格】 幼稚園教諭としての勤務経験を評価し、保育士資格の取得に必要な単位数を軽減



3. 免許・資格の併有の更なる促進（令和5年4月～）

- 令和元年12月の子ども・子育て会議取りまとめにおいて、「令和6年度末までの保育教諭の資格特例に係る経過措置期間中に更なる免許状・資格の併有を促進するため、保育者の質の確保に留意しつつ、認定こども園で保育教諭としての勤務経験を有する場合、上記特例の適用に当たって考慮できる点はないか等、・・・特例の在り方について、引き続き更なる検討を進めるべき」とされた。
- これを踏まえ、令和5年度より、更なる併有促進策として、免許法施行規則の改正により、現行特例の勤務経験に係る要件に加えて、平成27年4月の子ども・子育て支援新制度施行後の幼保連携型認定こども園における保育教諭としての勤務経験を2年かつ2,880時間以上有する職員については、取得すべき8単位のうち更に2単位を取得したものとみなす特例を設けることとする。
- 幼保連携型認定こども園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、教育と保育を一体的に、かつ0歳から小学校就学前まで一貫して提供する施設であり、保育教諭として勤務していれば、教育・保育両方に係る経験を積んでいるものと考えられる。そうした勤務経験を加味し、実践を通して、幼児の発達に即して、主体的・対話的で深い学びが実現する過程を踏まえて具体的な指導場面を想定して保育を構想する方法や、育みたい資質・能力の育成に必要な、教育の方法、教育の技術等について経験を積んでいることから、①保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む）、教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む）（1単位分）、また、幼児理解に関する経験を積んでいることから、②幼児理解の理論及び方法（1単位分）、計2単位分を修得したものとみなすこととする。

【幼稚園教諭免許状授与の所要資格の更なる特例】



※厚生労働省において、保育士資格についても同様の特例を措置。

幼稚園教諭免許状授与の所要資格の特例の科目と単位数について

取得可能な免許状の種類		現行特例における要件 (一種、二種 共通)	新特例における要件 (一種、二種 共通)	
教科及び教職に関する科目	領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	-	
		保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	2（※2）	
	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	-	-
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	2	2
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	2（※1）	2（※1）
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	-	-
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	-	-
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	1	1
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	（※2）	（※3）
		幼児理解の理論及び方法	1	-
教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		-	-	
教育実践に関する科目	教育実習	-	-	
	教職実践演習	-	-	
大学が独自に設定する科目		-	-	
合計単位数		8	6	

※1 「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」の学修にあたっては、日本国憲法の内容（とりわけ第26条（教育を受ける権利））が取り扱われるよう留意。

※2 「保育内容の指導法」及び「教育の方法及び技術」を合わせて**2単位**を修得。

※3 「保育内容の指導法」及び「教育の方法及び技術」を合わせて**1単位**を修得。

※4 特例を用いない場合、上記の各科目の他、日本国憲法、体育、外国語コミュニケーション並びに数理、データ活用及び人工知能又は情報機器の操作に関する単位を修得することが必要。